

# 吉岡町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年9月8日

吉岡町農業委員会

会長 萩原 隆夫

吉岡町においては、昭和40年代後半から隣接する前橋市や渋川市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、近年、その傾向がより顕著になり、農業の担い手不足が深刻化している。

今後の農家の育成については、農業経営基盤強化促進法等による土地の利用権設定、作業受託等の積極的な推進及び農地中間管理機構を活用した認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化を図ることによる規模拡大を行う。

また、青年農業者に対しては、関係機関との連携を取りながら、研修会、講習会を開催して優秀な担い手の育成を図るとともに組織を強化し、これら後継者のための資金を活用しながら、経営効率の向上及び安定に資することとする。

以上のような観点から、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう吉岡町農業委員会の指針を以下のとおり定める。

## 1 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現状 （平成29年3月）	730.0ha	12.5ha	1.7%
3年後の目標 （令和2年3月）	715.0ha	10.5ha	1.5%
現状 （令和2年3月）	707.5ha	15.0ha	2.1%
目標 （令和5年3月）	680.0ha	10.0ha	1.4%

#### 【目標設定の考え方】

当初3年後の目標設定に対して、遊休農地面積は解消した部分もあるが、新規発生・再発等により2haの増加となった。今後の解消目標として、現状の状況をふまえ、遊休農地の割合をゼロに近づけるために5ha減を目標設定した。

### (2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地利用最適化推進委員の地区担当制に基づき、農家との意思疎通を図るとともに、農業委員と連携した農地パトロール（利用状況調査）と利用意向調査を実施する。その上で、利用意向調査をふまえ農地中間管理事業を推進するとともに各種補助制度の

活用等による耕作の再開や担い手への集積を促進し、遊休農地の解消と発生防止に努める。

なお、従来から日常的に農地パトロール（利用状況調査）の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロール（利用状況調査）の時期にかかわらず、適宜実施する。

② 農地中間管理機構との連携

利用意向調査の際に、農地中間管理機構の活用を促進する資料を同封することにより、農地中間管理機構の活用意向の拡大を図る。利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構の貸し付け手続きを行う。

③ 山林、原野化した農地復元不可能な農地は「非農地判定」を実施し、適正な農地の確定・把握に努める。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (平成29年3月)	730.0ha	25.7ha	3.5%
3年後の目標 (平成32年3月)	715.0ha	30.7ha	4.3%
現状 (令和2年3月)	707.5ha	70.8ha	10.0%
目標 (令和5年3月)	680.0ha	85.0ha	12.5%

【目標設定の考え方】

当初の3年後の目標に対して、2倍以上の面積を担い手へ集積することができた。しかし、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標は担い手への農地利用集積率80%を目標としており、担い手が少ない等の地域の現状の状況をふまえ、今後の担い手への農地利用集積目標を年5ha増となることを目標設定した。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直し

農業委員会として、地域ごとに人と農地の課題解消のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らし実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに吉岡町と共に主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等の連携

農業委員会は、吉岡町、農地中間管理機構、農協等と連携し、①農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、②経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、③期間満了を迎える利用権設定の農地についてリスト化を行い、

「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向をふまえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定

農地の利用調整については、地域における農地の利用状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手への意向に基づく農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地保全のための活動

遊休農地による農用地の機能低下を未然に防止するため、人・農地プランの作成・見直しを通じた地域における農地利用の最適化を実現するため、担い手農家の確保・育成、各種事業の導入による農業経営の安定化に加えて、農地中間管理機構を活用した認定農業者や営農組織への集積・集約化及び農作業の受委託を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体
3年後目標 (令和5年3月)	2経営体

【目標設定の考え方】

新規参入経営体についてはほぼ「0」で推移していることから、3年間で2経営体の促進目標を据え置くこととする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

農業委員、農地利用最適化推進委員が有する地域のネットワークを基に、群馬県、群馬県農業会議、群馬県農地中間管理機構と連携し、就農希望者、法人の情報等について収集し、相談を受ける。

また、群馬県、吉岡町、農協、農業指導センター等の関係機関・団体と連携しつつ、地域の先駆者、熟達した農業者の指導・協力を得て参入後の営農定着に向けたフォローアップ体制を構築する。さらに、農家の後継者となり得る若年世代や定年就農者などを積極的に掘り起こすとともに、近隣市町村と連携して法人や農家を育成し中核的な経営体の確保に努める。

附 則

この指針は、令和2年6月10日に施行し、令和2年4月27日から適用する。